

「障がい者のためのふくしのしおり」正誤表

ページ	変更・訂正内容
30	<p>自動車税（軽自動車税）・自動車取得税の減免</p> <p>○お問合わせ先の「熊本県県央広域本部 課税第一課 電話 096-352-4111」を、「熊本県県央広域本部 税務部 代表電話 096-333-3200」に変更</p>
39	<p>日常生活用具の給付</p> <p>○表中の在宅療養等支援用具「パルスオキシメーター」を、「動脈血中酸素飽和測定器（パルスオキシメーター）」に変更</p>
40	<p>日常生活用具の給付</p> <p>○表中の情報・意思疎通支援用具に、以下の品目を追加 品目…埋込型人工咽頭用人工鼻 対象…音声機能障害（常時埋込型の人口咽頭装用者に限る）</p> <p>○排泄管理支援用具の「紙おむつ等」を、「紙おむつ・洗腸装具」に変更</p>
77	<p>熊本市障がい者相談支援センター</p> <p>○熊本市障がい者相談支援センターきらり 所在地：「東区尾ノ上 1-16-21」を、「東区健軍 1-27-3」に変更 電 話：「096-384-5030」を、「096-237-7563」に変更 F A X：「096-384-6010」を、「096-237-7516」に変更</p>
79	<p>障害者相談員</p> <p>○熊本市知的障害者相談員 西 恵美 より以下へ交代 →東 澄子（住所：中央区大江 電話：096-372-1720）</p>